

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年 8月28日（金） 14:26～15:09
- 2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

- 山下 恭徳 文部科学省教職員課教員免許企画室長
- 片見 悟史 文部科学省教職員課専門官

#### <事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特定教科の教員免許に係る申請手続きの弾力化について
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、再開をさせていただきます。

これは、特定許可の教員免許に関する申請手続きの弾力化ということで、こちらは、新経連からの提案だったと記憶しておりますが、そちらに対しまして、文科省から回答をいただいておりますので、今日は、御発表いただきまして、意見交換をしていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○山下教員免許企画室長 文部科学省の教職員課の教員免許企画室長の山下でございます。

先日、福岡市の件でも御説明をさせていただきまして、今回、引き続きまして、新経連からの御提案ということで、それに関しまして、私どもの考え方等につきまして、御説明をさせていただければと思っております。

それで、お手元に横長の提案に対する府省庁の回答という資料。それ以外に、前回もお配りしたのですけれども、特別免許状の授与の基準を弾力化というか、より引き下げて、免許状を出しやすくするという、その運用の通知、指針というもの。それから、関係諸規定、それから、本日、追加ということで、こちらは札幌市さんのほうで作成されています資料、1枚紙でございますけれども、お配りをさせていただきましたので、これらで御説明をさせていただければと思います。

それで、御提案というようなことで、英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者についても、本人申請により、みなし免許状を付与するといったようなことで、学校現場で活用できるような法等ということであったかと思えます。

それで、もう既に御案内のとおりで、社会人の方等、免許状を持っていない方を学校現場で活用するための仕組みとして、特別免許状制度というものがございます。現在の法律上の制度の仕組みといたしまして、大学におけます教職課程を経て、教員としての必要な知識、技能を身につけて、そうした者に対して、初めて普通免許状が与えられて、その上で教員に立つということですが、その特例ということで、免許状を持っていないけれども、高度な専門性があったり、あるいはさまざまな知識、経験をお持ちの方、あるいは外国人の方について、教育委員会や学校法人が、教育の質を高めるために、教員として任用したいというニーズがあった場合に、そのニーズに応じて免許状を出しましょうという制度でございます。

ただ、これまでなかなか活用されてこなかったということにつきましては、免許状を授与する主体でございます都道府県が、例えば、ある競技において全国で何位に入ったとか、そういったような相当高い授与の基準を置いていたというようなこともあって、なかなか授与が進まなかったというような側面もありますので、その点につきましては、昨年の6月に、ある程度の専門性とか、職務の経験があったりすれば、出せるのだよというような授与基準の見直しの指針を出したところでございます。

もう一つ、課題としては、採用者側が、なかなか採用選考で社会人の活用というところについていないというようなところがあるかと思っております、そういった学校外の人材でも、高い識見を持ったり、経験を有する方について、採用者側も学校教育をよりよいものにしていくというような観点で、積極的に採用していくということが、結果的に、特別免許状の活用ということにもつながっていく話なのかなと、考えておるところでございます。

そうした中で、実は一例としてお配りしたのが、こちらの資料で、札幌市の取り組み例

でございます、教員免許を持たない社会人あるいは外国人の方々を学校現場で活用しようということで、そういう方々で希望がある方について、情報収集し、その中で、特別免許状を出して正式の教諭として採用する方法や、特別非常勤講師というような形で、授業の一部を持っていただくというような、さまざまな方法で免許状を持っていない外国人材を活用しようというようなことを図っております。

そうした中で、資料にもあるように、市立札幌開成中等教育学校という学校のほうがインターナショナル・バカロレアの認定校ということで、その関係で学校サイドからネイティブの先生がほしいというような要望があった。、それを踏まえて、札幌市のほうが一般公募をかけ、その結果、手を挙げてこられた方がいらっしゃって、その中で採用選考をして、教諭としての採用内定をしている。

あらかじめ札幌市のほうでも北海道と連携をとってしまして、道のほうでは、そういう方について特別免許状を円滑に授与するというようなシステムを構築しているということがございます。

したがって、これは参考になるいい例ではないかなと思っております、こういった事例をもっと全国に広げていくというようなことによって、社会人の採用が進んでいき、その過程で特別免許状の授与というようなことも進められていくのではないかと考えているところでございます。

全体的な学校教育のニーズといたしましても、今、新学習指導要領の改定の議論を進めておりますけれども、例えば、小学校においても、今後、教科英語が5、6年生で導入されていくというような話もございますように、外国語教育の充実といったことが言われていたり、あるいはICTを利活用した授業の実施というような方向が出てきております。

そうした中で、学校サイドにおいても、そういった部分について専門性を持った方を教員として採用していくというようなニーズは、今後、ますます広がっていくだろうかと、私どもも思っております。さらに、中央教育審議会の中に教員養成部会がございしますが、そこで養成、採用、研修の改善ということを議論しておりますけれども、その中でも、こうした多様な人材を学校教育の現場において活用していくために、特別免許状を活用するといったような方策で、社会人あるいは外国人といったような方の活用のあり方というようなことも検討させていただいております。

そうした中で、学校現場と教員になりたい方のニーズをうまくマッチングして、どんどんそういう方も入っていただくというふうなシステムを構築していければと考えておるところでございます。

○八田座長　ということは、もともとの申請内容は、現行の制度で実現可能であるということですね。

○山下教員免許企画室長　可能であるというふうに考えております。

こういういい事例をもっと広げていって、採用者としても、今後ますますこういった方々を活用する必要性というのは、現場を中心に出てくるのではないかと。それをうまく捉え

て、ぜひ、教員になりたいというような方と学校をつなぐような形で積極的に社会人の登用ということを進めていただければと思いますし、我々もそういう活動に対して後押しをしていければと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問はございますか。

○原委員 これは、もともと新経連さんの提案、今、手元に正確にないので、もし、事務局で補足をいただけたらと思いますけれども、たしかポイントは本人の申請によりというところであって、学校が主体的に動くのではなくて、本人が申請して、まず、自分は特別免許を持っているということで、人材プールをつくったほうが、この制度がより活用しやすくなるのではないかという御提案だったと思うのですけれども、それは、どうなのでしょう。

○山下教員免許企画室長 そういう観点も確かにあろうかと思います。

しかし、そういった能力を持った社会人の方が学校現場に入っていて、そこで活躍をしていただくことが一番重要であり、そのための妨げになっているのは免許状の授与云々ではなくて、採用者側が、そういう人材を発掘して採用しようとしているかどうかと考えています。

したがって、例えば、特別免許状を、ほしい人にどんどん授与したとしても、採用者側が、そのような人を採用しようとしなければ、なかなか活用はされないわけです。また、私ども少し心配しているのは、今、普通免許状についても、多数の方が免許状を持っていて、免許状の数が多過ぎて免許状自体の質についてどうなのかと、それが担保する能力の保障というところが議論されていて、そういう中で、もし、特別免許状もたくさんの人に出すというふうになって、たくさんの方が持っていたにも関わらず、採用される人はほとんどいないということになったら、なおさら特別免許状というのは、何の意味があるのかということで、一段低い質の免許状だと見られてしまいかねない。そうすると、採用者も特別免許状を持っていても教員としてはどうなのだろうというような姿勢にもなってしまうのか、そうした懸念はあろうかと思います。

○原委員 おっしゃるところはよくわかるのですけれども、それで、採用をしようとしなことが問題であるとするれば、やり方が幾つかあり得る中で、1つのやり方として、免許状を持っている人は、これだけいます、何で採用しないのですかといって突きつけるというのもあり得ると思うので、これは、それこそ特区で一度そういうやり方をやってみるといのは、やれるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○山下教員免許企画室長 その点で、実は今、特別免許状の授与について積極的に取り組んでいる一部の自治体に対して、こういった本人の申請をベースとした特別免許状の授与みたいなことについてどうなのだろうということで話を少し聞いてございます。

そういった自治体さんが異口同音におっしゃられるのは、今、特別免許状を出すという場合に、大学において教職課程で教員に必要な科目を受講していないかわりに、人物重視

の審査というようなことで、面接を中心に推薦状をいただいたりとか、そういうようなことで審査を行っておるところであるのですが、そうしたときに、ある自治体の場合、今春に50人ぐらいの方をそういう形で審査をしたのだけれども、少し負担はあった。これが完全な申請主義になると、500人、1,000人というようなことで、相当申請者が出てきた場合には、なかなかきちっとした審査が行えないことが想定され、活用しづらいというようなことでございます。恐らく自治体サイドとして、先ほどの例のような取り組みを進めていけば、既存の枠組みの中でも、うまく社会人の優秀な方を掘り起こして、そういう方を学校現場で活用できるというようなシステムをとることが可能であり、その中で、あえて、そういうことをしようかという点で、実施者側のニーズというところでは、課題はあろうかなと思っております。

○八代委員 年齢制限みたいなものはありますか。

○山下教員免許企画室長 特にはございません。ただ、採用に当たっての年齢制限というのは、採用者側として、何がしか置いているケースはあるかとも思っています。

○八代委員 これから、定年退職で優秀な人がどんどん出てくるわけなので、だから、そこは文科省から指針というか、特にこういう特別免許の人に関して言えば、通常の教員とは別の高年齢者の活用というか、そこには望ましいようなものがないかどうかということですね。

○山下教員免許企画室長 いろいろそういう点も含めて検討したいと思えます。

いずれにしても、今のままで社会人の利活用が進んでいるとは必ずしも言えませんし、先ほど申しあげましたように、学校を取り巻く課題が多様化している中で、それぞれの課題に対して、専門的に当たれるような人材の確保ということは、今後、必要になってくるでしょうから、そういった中で、このシステムをうまく使って、今よりもより活用しやすいような方策というのを、中教審の中でも引き続き議論し、それで、答申等でそういうところを積極的に提言し、自治体においても、より積極的に取り組んでいただくような方策を講じていきたいと思っております。

ちなみに、実情で申し上げれば、新経連の御提案の中に、特別免許状を活用した社会人等の特別選考を行っている自治体が25というようなお話もありましたけれども、徐々に数はふえておりまして、今、37程度ぐらいまで伸びてきていますけれども、これで十分というわけでは必ずしもないだろうということでございますので、まずはこの札幌市のような事例について、私どもも支援をしながら、いろんな自治体においても横展開をしていって、それで、より活用できるような、そういう仕組みを講じていきたいというようなところから進めさせていただければと思っております。

○八代委員 札幌市をモデルにすると、こんなすばらしいところでないといけないのかというのがあって、普通の学校で、特にこれから小学校で英語の授業をするとしたら、例えば、外国で長く住んだ主婦とか、そういう人を活用すれば先生のほうも楽なわけではないですか。

○山下教員免許企画室長 外国語教育でALTであるとか、ALTではないけれども、外国人のネイティブの方を今、指導補助者として活用していますけれども、そういう中で、熱意があっという間というような方がいれば、例えば、学校ないし市町村が提案をしていただいて、それを都道府県が受けとめて、ぜひ採用するというようなことであれば免許状を出しましょうというような、そういうシステムを構築していくということが、重要なポイントではないかと思っております。

○八田座長 英語の先生を雇いたい小学校の校長さんが、自分の小学校で募集をかけるのは、結構大変ですね。まず外国語で文通しなければいけないし、何百も応募が来たらファイルをつくって管理するのは面倒だから、どうしようと思えますね。

しかし、もし事前に試験を全部済ませた人たちのプールというのがあったら、そのリストの中から何人かに声をかけられるのなら楽です。そうでなくても、応募した人たちのリストがあって、そこに簡単な履歴も載っていて、そこにぱっと、話すことができると、随分楽になるのだらうと思うのですけれども。

○山下教員免許企画室長 まさにおっしゃられるとおりでございます、我々のイメージとしても、市町村とか都道府県などが、そういったいろんな分野ごとに外国人材のデータベースをつくっていただいて、その中から学校現場とのマッチングを図って、学校に行っていたら。

そうした中で、本当にいい人であり、本人も希望しているのであれば、ぜひ採用選考をして、というふうに持っていくようなそういう施策というのがとても重要ではないかと思えます。

○八田座長 私、もともとの提案は大切だと思うから、それは、それで尊重したままですけれども、一歩引いて、少なくとも特区の中で、そういう人材プールのデータベースをつくるというようなことが最低限あってもいいのではないかと。

それは、文科省さんにとっても実験の場所として活用されて、将来はほかのところにも使えるのではないかと。もちろん、それなりの予算措置はある程度必要だと思いますけれども、これができると、これから、小学校の英語か何かに際して、非常に役に立つのではないかと思いますね。

○山下教員免許企画室長 やる気のある自治体であれば、多分、予算措置で、現状の範囲内でも十分できる話ではあると思います。

○阿曾沼委員 例えば、本人申請で人材プールをつくるというルールをつくりませんが、免許を与えるための客観的チェックが必要とあらば、新経連だとかの経済団体が、審査をすればいいのではないのでしょうか。そしてその評価を受けて、自治体なり国が免許を付与するというような仕組みでもいいわけですね。

ICTの人材の評価とか、外国語人材の評価等は、自治体とか、公立学校の先生などでは出来る事に限界があるわけですから、むしろ、人材がいっぱいいる新経連の人たちが、かかわってやったほうが良いというところもありますね。

○八田座長 特にさっきの都の人が負担だということを考えればね。

○阿曾沼委員 そうですね、負担だと言うのであるならば、新経連等と組んでやっていけば良い訳です。人材プールの方法として本人申請でどんどん受け付けて、マッチングデータベースを構築する事は非常に合理的だと思います。

○山下教員免許企画室長 そういう人材プールを、例えば、活用したい学校法人や教育委員会というところ、あるいは学校がアクセスできて、こういう人がいらっしゃるのであれば、来ていただきたいなというようなことで、例えば、特別非常勤講師として来ていただいてもいいですし、そういう中で、本当に採用者が、そういう方を正規採用として考えているということであれば、そういう方のリストの中から採用選考を行って行って、最終的には免許状も授与して、学校現場に配置すると、そういうふうな仕組みというのが、地域、地域によってあってもよいのではと思います。

○阿曾沼委員 むしろ、特別非常勤講師だ、特別免許だなどと振り分けられていくと大変なので、もう少し柔軟なことができるようなルートができるといいですね。

○八田座長 今、阿曾沼先生が御提案されたこと、とても、ここに活用できるのではないかと思うのですが、まず、私が申し上げたのは、純粋に人材プールをつくることと、その選考とか何とかに関するお手伝いも公的にできたらいいのではないかということが1つでした。

それで、阿曾沼先生のおっしゃっているのは、さらに、そこに、民間の団体などがやる場合に、一定の審査機能を持たせて、全部そこでもって免許を出すのか、それとも、県や何か後でチェックするときの、免許要件の大半をそこでもって済ませて、そして、今までは、学校側が提案しなければいけなかったものを、この新経連が提案すれば、もうそこで残りのことをやってあげるといようなことにする。そういう単なるプールよりは、もう少し現在の制度に踏み入れた提案を、今、なさっているわけですね。

○山下教員免許企画室長 そうした場合にも、まずもって、採用者による採用選考というようなところがあるかと思います。それで、その採用選考を経た上で、採用したいという方について、免許状を出していくといような、基本は、そういうシステムで良いのではないかと考えておるのですけれども。

○八田座長 それは、いろんな段階があるでしょうね。

○阿曾沼委員 むしろ、日々のルーティンのオペレーショナルな業務の中では、そういう発想は、なかなか出てこないかもしれません。しかし、そういうものが選べるのだという、そのことを気づきの機会として、必要性がある時に既に人材がいるのですということになれば、非常にいいと思います。

○山下教員免許企画室長 いずれにしても、先生として採用される予定の方については免許状が出てますといような形であれば、それが一番、ある種、事務を処理する都道府県にとっても合理的であろうと思います。採用されて学校現場で活用されるかどうかはわからないけれども、とりあえず、免許といようなことになると、相当数に上ったり、ある

いは活用されるかわからないけれどもというようなことだと、都道府県側においても、そうした取り組みが進まないかもしれませんけれども、いい人だというようなことで御提案いただき、その中で、採用者の方で採用したいというようなことであれば、その方については免許状を授与していくという、そういう仕組みがうまくとれば、さほど障害はなく取組は進んでいくのではないかと思います。

○阿曾沼委員　むしろ、新学校指導要領の中で、その制度ができてから、その後にもそれをサポートする制度をつくるというよりは、同時並行的に国家戦略特区の中で、人材プールを積極的に構築していったほうが、多くの人たちが喜ぶのではないかと思います。

○山下教員免許企画室長　学校現場でスムーズに活用できるというような、地域で人材プールができる取り組みについては良いことだと思います。

○阿曾沼委員　間違えてはいけないのは、需要が市場ニーズをつくっているのが全てではないという事です。むしろ画期的な供給がニーズをつくるのです。ICTの機会とかは正にそのようなのです。私達だって、具体的ニーズとしてiPhoneが欲しいとは思わないですね。誰も現場から具体的な商品需要は出てこないのです。iPhoneが市場に出て、我々は色々な発想やニーズが具体化する訳です。そういう意味で、この発想は、まさに供給が需要をつくって行って、新たに活性化するという1つの試みだというふうに感じました。

○八田座長　今、免許を出すときには、最終的な資格審査は、学校と県とがやっているのですか。

○山下教員免許企画室長　これは、免許を授与するのは都道府県が授与しますので、都道府県が行いますが、ただ、830特区においては市町村が行う。

○八田座長　830特区とは何ですか。

○山下教員免許企画室長　免許制度の特区で、基本、都道府県が免許を出すのですけれども、その特区を活用すれば、市町村も特別免許状を出すことができます。

○八田座長　英語の試験や何かは、そこでやっているわけですね。

○山下教員免許企画室長　主には面接中心の審査となっていると思います。

○八田座長　そうすると、今、いろんな段階の話があったけれども、1つの可能性としては、例えば、新経連が、実質的な審査をして、そして、免許と呼びたくなければ、プレ免許みたいなものを出して、それをデータベース化して、それで、学校が、この人をほしいといった段階で、もう次のいろんなプロセスはなく、自動的に免許がおりると、そういう形にするということならば、ある意味で、現行のシステムを非常に活用した形でできるということですね。

○山下教員免許企画室長　採用選考というところと、免許の授与の審査の過程というのを、ある程度連結をさせてしまえば、かなり簡潔に手続きを行えると思いますが。

○八田座長　両方のトラックを使えるようにもできます。最初から学校が、そのプールとは関係なく選んで、県にお願いする方法が一つ。それから、こういう新経連みたいなところがプールをつくって、そこでかなりのチェックもしておいて、そういう人に関しては、



もう学校側がオーケーと言え、採用してもいいということですね。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 実は、この項目は、追加の提案の中でも非常にニーズが高くて、やはり、小中学校の英語というところで、現場にそういった専門の英語のたけた方がいられないと、この仕組みを本来使いたいのだけれどもというニーズが、さまざまところが出ています。事務局から確認をさせていただきたいのですけれども、この特別免許制度を使つての外国人の採用というのはできないのですか。

○山下教員免許企画室長 できます。

○藤原次長 実態は、どのくらい入っているかというデータはございますか。

○山下教員免許企画室長 実態はございませんけれども、例えばの話なのですけれども。

○藤原次長 数字はありますね。

○片見専門官 外国人の方という調査はとっていないのですが。

○藤原次長 ただ、伝聞で恐縮ですけれども、そういう中で言えば、3月に東京都さんが約50名程度ぐらいの方に特別免許状を出したと。その中で、8割ぐらいの方は外国人のネイティブの方を活用したというような話は聞いております。

○塩見参事官 できる限りの、まさに伝聞でもいいのかもしれませんが、私どもデータは一切なくて、そういうことが、そもそもできないのではないかというふうに思われている方もいらっしゃるし、逆にそういったできていることをPRする役割を、我々も果たさせていただくと誤解も解けると思いますので、事務的にその辺の数字もわかる範囲でいただくとありがたいな。

どういう方なのかとか、具体的なイメージも含めて、ちょっとお知らせいただくとありがたいと思っております。いずれにしても、非常にこういう外国人の話を含めて、やはり英語教育に対するニーズが高いので、こういうものを使つての、そういった拡充というのも非常に重要なと、事務局としても考えております。

○片見専門官 すみません、若干補足としまして、私ども事業を促進するために、こちらの通知と指針を出ささせていただきましたのが、26年の6月になってございます。これから、この指針を出してから、かなり都道府県のほうの授与件数が、東京都さんなどもふえていらっしゃる。

我々、今、持っているデータというのは、毎年教育委員会にデータをもらっているのですけれども、25年度までのデータしかございませんで、その内訳は、もちろんある程度わかります。

プラスして、今、御提案がありましたのは、東京都さんに、その50名の内訳などを少し聞いて御提示させていただければいいのかなと。

外国人の方につきましては、この指針の中でも、当然、この指針を、実は策定しましたのが、一番の目的というのが、やはり、外国人の方を採用するところが、かなり、我々としても必要だと考えておりまして、ですので、この指針にもあるのですけれども、

かなり外国にある教育施設におけるものとか、外国にある施設で勤務した経験とか、あと、外国人の方を採用するに当たっては、こういうことを注意してくださいというような記載もありまして。

4 ページですけれども、やはり、外国人の方ですと、在留資格の関係が、結構気にされる方というか、学校さんが多いので、法務省と協力しまして、在留資格をこういうふうに取りってもらって、こういう形で具体的に採用できるのだとか、そういうところは、もう少し細かい資料をつくっていたりしております。

○八代委員 大学ならいいのだけれども、高校の教員だと在留資格にないのではしたか、○片見専門官 高校の場合でも。

○山下教員免許企画室長 教育の在留資格で大丈夫そうではありますね。

○八代委員 そうですか。

○八田座長 ここでも外国に住んでいる人を日本で直接雇うということなのですが、例えば、小学校の校長さんが、アメリカから実際に公募して雇うというのは、物すごく難しいだろうと思うのです。

そうすると、結局は、やはり、今、話していたようなことは特殊なことではなくて、むしろどこかでプールして雇う。それで、できたら、試験だって、向こうへ行って、ある程度まとめてやるというようなことだってあっていいのだと思うのです。ある種の資格検査ですね。

それで、実質的な資格を認定した人、面接や何かについてもやった人に対して、どこか特定の学校がいろいろ人材の表を見て面接をやる、それで日本に来て、そこで合格する、そうしたら自動的に外国教員の免除が出るというような、何か一種の予測可能性みたいなものがあれば、学校としても招きやすいですし、向こうの人だって、面接されたけれども、また試験があってどうなるかわからないというのでは困ると思うのです。そういうスムーズな方法というのは、特区においては、これからさらに一歩進めることができるのではないかと思います。

○片見専門官 その場合の戦略特区といった場合に、何を、すみません、法律事項が、恐らく今でも、それは、そういう取り組みをしていただければできてしまうので、そういう場合は、どういうやり方が。

○山下教員免許企画室長 恐らく、教員の採用者側が行う採用の選考と、免許状授与者が行う免許状を授与するための審査をある程度一貫性を持たせて一体的に行うことで、実は現行制度でも可能と言えれば可能ではないかと考えます。

○八田座長 さっきから阿曾沼先生がおっしゃっているのは、まさにそこでの公的などころでの試験、ダブって第二段でやるところの負担を軽減するために、民間でもって実質的な審査ができて、あとは、自動的におりるような仕組みにできないかと、そういうことなのです。

○山下教員免許企画室長 ただ、そうした場合においても、採用者の意図が極めて重要な

話になると思いますので。

○八田座長 だから、プールの中から採用者が選ぶということですね。そして、もちろん面接をするわけですよ、したくなければしなくてもいいけれども、普通はしたいでしょうね。それで決めたらば、そこで自動的に資格がおりると、そういうふうにはできないだろうか。

○阿曾沼委員 やはり、都道府県の教育委員会とのかかわりをどうしていくかというところも1つのハードルになると思いますが、その部分が、スムーズに行ければ、特区的に良いと思います。

○山下教員免許企画室長 ポイントとしては、採用者の取り組みというところが、私どもとしては一番重要なと考えております。

○阿曾沼委員 いや、別に、重要だとしても考えなくてもいいのではないですか、そこは採用者の独自判断のわけですから、それは制限されるものでは何でもないので、気づいて、そこで手を挙げれば、別にいいので、そこは採用者の自由に任せればよい訳です。

○八田座長 そうすると、一応まとめますと、基本的には、申請者の意図としては、学校側が特定の人を指名して、特別免許を申請するというのでは、やはり学校側にとってのハードルが大きいから、なかなかそれができないので、個人ができるようにしたいということだと。

ところが、個人が全部やると、県の負担が大き過ぎるというお話、それならば、実質的な資格審査をできるようなところをプールをつくっておいたらどうだろうと、そして、そのプールをつくって、そのプールをつくる場所の資格審査みたいなものは要るかもしれませんが、一応の基準を満たしたところがやるのならば、そこから学校が選んで面接したら、あとは、自動的にできるということにすれば、個人の自主性も尊重できるし、県の負担も随分軽減できるのではないかと、そういうのが、大体今までの議論のサマリーだと思うのですが、そういう線で、ちょっと御検討いただければと思うのですが、そこは、もちろん申請者のほうにとっても、それでは足りないかということもちょっと聞いて見て。

○原委員 文科省さんで御検討をいただくとともに、申請者、新経連さんと自治体も含めて、今の議論を戻して、もう少し具体的な仕組みを。

○八田座長 そうです。ちょっと先走っているかもしれないから、向こうにも聞いてみますけれどもね。

○藤原次長 今、原先生がおっしゃったように、とりあえず、今日の見解なども、また、新経連にもお伝えしますし、別の方々のニーズもまた聞きまして、再度整理をさせていただいた上で、また、文科省さんとやらせていただくというような議論をしたいと思います。

○八田座長 それから、今のは英語に限ったけれども、英語以外だってあるかもしれませんが、仕組みとして、いきなり特別免許ということもあると思いますから、少なくとも、今、我々が議論したようなことについて御検討をいただければと思います。

○原委員 1点だけ、すごく細かいことで、数字は平成25年度59件に当たるのが、先ほどおっしゃられた東京都だけで50人とか、そういう数字に伸びていくと。

○片見専門官 東京都は、その翌年ですね。

○山下教員免許企画室長 翌年ですね、26年度。

○原委員 だから、これは、圧倒的にふえていということですね。

○山下教員免許企画室長 25年度までが全国で59件とか、大体それぐらいの数字だったので、26年度に基準を緩めて、東京都は、早速それに応じて、東京都自身の基準を改善してやったところ、東京都だけで50件ほどだったと聞いております。

○原委員 多分26年度の数字は、全国で数百ぐらいには。

○山下教員免許企画室長 もう少し多いだろうなとは思いますが。

○藤原次長 1,000ぐらいなのですか。

○山下教員免許企画室長 いや、さすがにそこまでは行かないと思いますけれども、というのも、結局、26年の6月に通知を出したのですけれども、自治体において、その基準をどうするかというところをまだ少し検討中といったところもありますので。

○藤原次長 26年度の数字は、いつごろ出るのですか。

○片見専門官 26年は、ことし中には出るかなと思います。

○八田座長 英語の小学校導入というのを機に、外国から「日本人は英語ができる」といわれるようになるような先生の採用制度をぜひ始めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。